

大阪市立大学と大阪府教育委員会との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 大阪市立大学（以下「甲」という。）と大阪府教育委員会（以下「乙」という。）は、相互に連携協力し、教職員の資質の向上及び相互の人的・知的資源の交流・活用を図るとともに、教育上の諸課題等に適切に対応することにより、大阪府の教育及び大学における教育・研究の充実、発展に資する。

(実施機関)

第2条 前条に規定する連携は、甲と乙の間で実施する。

2 連携する事項が市町村教育委員会の所管に係る場合は、実施細目について甲と各市町村委員会で別途協議するものとする。

(内容)

第3条 甲と乙が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の資質の向上のための研修を充実すること
- (2) 学校のニーズに応える教員の養成を推進すること
- (3) 学生等による学校教育活動への支援を推進すること
- (4) 高校等と大学の教員相互の交流・研修を進めること
- (5) 教育上の諸課題に対応した調査・研究を実施すること
- (6) その他、双方が必要と認める事項

(方法)

第4条 甲と乙が連携協力するに当たっては、教職員の派遣及び受入れ、施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を供するものとする。

(経費)

第5条 甲と乙が連携協力するための経費は、原則として各機関が負担する。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれかからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲と乙は協議してその解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲と乙が各1通を所持する。

平成22年2月9日

大阪府教育委員会

教 育 長 中 西 正 人

大阪市立大学

学 長 金 児 暁 嗣